

理由

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別緊急関税制度に係る規定について所要の規定の整備を行うとともに、標本、参考品及び学術研究用品に対する特定用途免税制度の対象となる施設の拡充、特惠関税の適用除外となる国及び物品の指定、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定等の措置を講ずる必要があるからである。